

林業安全コラム

「ひとさし指で 導く視線と 示す安全」

令和3年度林材業労働安全標語より

○林業労働災害の強化について（令和3年11月24日付け林野庁長官通知）

林野庁は、令和3年11月に「林業労働災害の強化について」（林野庁長官通知）を都道府県、林業関係団体等に向けて発出しました。

同通知は、林業の労働災害の発生率が他産業と比較して極めて高い状況にあることから、令和3年6月に閣議決定した新しい「森林・林業基本計画」において、今後10年を目途に林業の災害発生率（死傷年千人率）を半減させることを掲げたことを受けて、今後の林業労働安全の確保に資する更なる効果的な対策を講じるため、近年の林業災害の発生状況について分析等を行い、分析結果から対策を進めるための留意事項をとりまとめ、関係者全ての方の一層の取組強化をお願いするものです。

留意事項の内容としては、①法令遵守等の徹底、②伐木作業等の安全対策強化、③経験年数の少ない従事者への安全対策強化、④経験豊富な従事者への安全対策強化、⑤高齢従事者への安全対策強化、⑥小規模な林業経営体の安全対策強化、⑦地域や現場の状況に応じた林業労働災害の予防、⑧緊急連絡体制の整備、⑨一人親方等の対応の各項目について、経営者や従事者に求められる対策を掲載しています。

そして、今回の通知を発出するに当たり、林野庁長官の「林業労働安全メッセージ」も併せて発出しています。

さらに、今回の林野庁長官通知の発出を受けて、全国の林業経営体の方々に向けて、講習会や研修等の場を利用して、留意事項の説明等を行うキャラバンを20道府県を対象に実施しています。キャラバンを開催する道府県の林業関係者の方には、是非ともご参加いただきたいと思います。

なお、林野庁長官通知、メッセージについては、林野庁HPにも掲載していますので是非ご覧ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/anzen/kyouka.html>

○冬季の作業安全について

11月末の全国の林業労働災害による死亡者は27名となっています。すでに12月に入り、都道府県からは複数の死亡災害の報告も受けているところです。

これから冬本番となり、全国で作業環境の厳しい冬山作業の時期に入っています。これ以上の林業労働災害の発生を防ぐためにも事業者の方、従事者の方が協力して、災害発生防止に努めましょう。

特に伐木時の適正な作業方法の実施、積雪時の足場の確保、落雪等による事故の防止、防寒対策、路面凍結等による車両走行の注意、狩猟期の安全対策の実施等、冬山作業での安全対策をしっかりと行いましょう。

○林業労働力強化対策事業の申請募集中

林野庁令和2年度補正予算「林業労働力強化対策事業」の助成対象となる林業経営体等の追加公募を実施中です。

この事業は林業労働安全衛生装備・装置の導入と研修の実施に対して、経費の1/2を補助するものです。地域事情にマッチした作業の安全性向上や作業環境の改善につながる装備・装置の導入と研修をセットで進めることにより、職場環境の改善と新規就業者の確保・定着を図ることを目的に、道府県が定める「体質強化計画」の原木安定供給計画に参画している森林組合や林業経営体が助成対象となっています。

補助を受けようとする装備・装置や研修の内容等について企画運営委員会が審査を行い助成対象経営体を選定します。詳細は事業実施主体である（株）森林環境リアライズのホームページをご確認下さい。 <https://www.f-realize.co.jp/anzenr03/>

・一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>

・林退共制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。

・労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。

（お問い合わせ：全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局
TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-sosei.org）

林野庁
経営課
林業労働・経営対策室
労働安全衛生班

TEL:03-3502-1629